

議案第 5 2 号

専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 専決処分する事項

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

2 専決処分する理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、甲府市市税条例を直ちに改正する必要があるが生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものである。

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「甲府市公告式条例（昭和 35 年 4 月条例第 9 号）に規定する掲示場に掲示して行う」を「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を甲府市公告式条例（昭和 35 年 4 月条例第 9 号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 10 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第 29 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 45 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 64 条第 1 号ア中「エに掲げる」を「ウ及びオに掲げる」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 67 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 64 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 67 条の 3 第 1 項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報

記録の」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第160条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第168条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第5条の2第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第12条の3中「附則第5条の3第12項」を「附則第5条の3第15項」に改める。

附則第15条中「、第34項、第38項若しくは第45項」を「、第37項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第10条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、前条ただし書の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第64条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。